

富山労働局登録教習機関
[登録番号 富木第1号 R11.3.30まで]
林材業労災防止協会富山県支部
〒930-2226 富山市八町6931番地
(富山県森林組合連合会内)

木材加工用機械作業主任者技能講習（資格取得）の開催について（案内）

この度、富山労働局登録の技能講習を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。
各事業場におかれましては、該当者の受講にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 開催日時

令和6年 8月 6日(火) 9:00～18:05
7日(水) 8:55～18:00

※両日とも、受付は8:30から行います。

※1日目の8:55～説明等を行いますので、それまでにご入室ください。

2. 場 所 富山県森林組合連合会

〒930-0226 富山市八町6931 TEL.076-434-3351

3. 作業主任者を必要とする作業場

労働安全衛生法施行令第6条第6項により、木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面とり盤及びルータに限るものとし携帯用を除く）5台以上（当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は3台以上）を有する製材工場、木工、建具及び建築大作業等もそれぞれの事業場に作業主任者を置かなければならないことになっております。

※ 組合せ木工機はそれぞれ機能ごとに1台とみなす。

なお、作業主任者は、休憩などで現場を離れるときは必ず交替者を要するので、1事業場の2名以上の資格取得者を配置されるようご注意ください。

4. 受講資格及び証明

①木材加工機械の作業に**3年**（職業訓練法による者は2年）以上の経験を有する者。この者に対する証明責任は事業主にあり、申込書の事業主確認印が証明となりますのでお含み下さい。

②受講の一部免除

木材加工用機械作業主任者技能講習規程第4条に掲げる者は、受講の一部免除が可能です。

詳しくは、<別紙>の表をご確認下さい。

5. 定員 30名

（申込期間中でも定員になり次第締め切らせていただきますので、受講料の納入手続前に定員枠の確認をお勧めします。）

受講者には受講票をお送り致します。

※なお、受講票は受講日の1週間前にはお手元（事業体）に届くようお送り致します。

6. 講習科目と時間

実施日	科目	時間	講師	備考
8月6日	関係法令	2時間	中災防 中部安全衛生 SC 北陸支所 矢郷徳康	
	木材加工用機械その安全装置の種類、構造及び機能に関する知識	6時間	小橋 敏弘	免除可能
8月7日	木材加工用機械その安全装置等の保守点検に関する知識	2時間	平川 大	
	木材加工用機械作業の方法に関する知識	5時間		
	修了試験	1時間		

7. 受講料等 一人当たり (税込)

区分	一般受講者	一部免除受講者	再受講・試験者
受講料	13,000円	7,000円	7,000円
テキスト代	2,000円	2,000円	-
修了証及び送料	455円	455円	-
消費税(10%)	1,545円	945円	700円
計	17,000円	10,400円	7,700円

※受講料は受講されなくても締切日後は返金致しませんのでご留意下さい。

8. 受講手続

① 申込み方法

末尾の受講申込書に必要事項を記載・押印し、**写真1枚**（最近6ヶ月以内に撮影した単身、上三分身、正面、無帽、無背景、タテ3cmヨコ2cm）の裏面に氏名を記入して添付して下さい。

受講料は振込または当事務所へお持ち下さい。また、申込書は郵送または当事務所へお持ち下さい。

受講の一部免除を受けようとする方は、これを証する書面（修了証書の写し）を添付して下さい。

また、再受講の方は、備考欄に再受講と記載し、お申し込み下さい。

② 申込先・振込先

【申込先】〒930-2226 富山市八町6931番地（富山県森林組合連合会内）

林業業労災防止協会富山県支部 TEL：076-434-3351 FAX：076-434-1794

【振込先】 ◆振込手数料はご負担願います。（支払期限令和6年8月2日(金)まで）

富山第一銀行 ニューセンター支店（普通） 244663
 （口座名） 林業木材製造業労働災害防止協会富山県支部
適格請求書発行事業者名：林業・木材製造業労働災害防止協会
適格請求書発行事業者登録番号：T2010405001854

※請求書は基本的に発行していません。ご入用の場合は、申込書を送付の際に、その旨を記入し、請求先を指定したものを同封下さい。（別紙あるいは付箋等）

③ 申込期間 令和6年6月21日(金)～7月12日(金)まで

9. **修了者** 本講習会の修了試験に合格した者には、法令に基づき修了証を交付致します。

〈別紙〉

受講の免除を受けることができる者	講習科目
<p>1. 第1条第1号、第2号及び第4号に掲げる者</p> <p>2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたものの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行なわれたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行なわれたものを含む。）を修了した者</p> <p>3. 職業能力開発促進法施行規則別表第12の3の3に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具制作又は建築大工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者（機械木工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具制作に係る1級又は2級の技能検定にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）</p> <p>4. 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>木材加工用機械作業の方法に関する知識</p>
<p>林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体会法（昭和39等法律第118号）第36条第1項第1号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者</p>	<p>木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p>

木材加工用機械作業主任者技能講習受講申込書

林業・木材製造業労働災害防止協会
富山県支部長 殿

写真
2×3 cm

事業場名 _____

所在地 〒 _____

電話番号 _____

連絡担当者 _____

ふりがな		旧姓を使用した氏名等の併記の希望の有無	有・無
受講者氏名		併記を希望する氏名又は通称 <small>(希望無の場合は記載しない)</small>	
生年月日	昭和 _____ 年 月 日 平成 _____	TEL _____	
現住所	〒 _____		
木材加工用機械の作業経験年数	_____ 年 月 から _____ 年 月 まで通算 _____ 年 カ月、 木材加工用機械の作業に従事しました。		
事業主証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 _____ 年 月 日 (所在地) (事業場名) (証明者職氏名) _____ (印) ※証明印は、事業場代表者、支店代表者、工場長等のものに限りません。		
備考 職業訓練法 該当事項等			

_____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり申込みいたします。